

犬の登録・狂犬病予防注射済票の電子申請

はじめに

犬の飼い主は、狂犬病予防法第4条に基づき、生後91日以上の子犬を飼い始めてから30日以内に市へ登録することが義務付けられています。
また、同法第5条により、犬には毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、その注射済証を市に提出する必要があります。

事前に準備していただくもの

☐ クレジットカード

※犬の登録・注射済票（※以下「済票」）交付申請の決済に必要です。

☐ 動物病院で交付された注射済証

※済票交付申請に必要です。

☐ ピンク色のハガキ

※済票交付申請の手続がスムーズにできます。

お家で申請できるようになったよ！



申請の手続

パソコンから申請をする場合は、市ホームページの検索窓に『23056』と入力してください。表示されたページから、手続を行いたいフォームを選択してください。

また、スマートフォンから申請する場合は、下記のQRコードを読み取ると、直接申請ページにアクセスできます。決済完了後1週間以内に鑑札・済票を郵送します。



犬の登録フォーム



済票交付フォーム

各種手数料

・犬の登録：3000円
再交付：1600円

・済票交付：550円
再交付：340円

・お支払い方法：クレジットカードのみ

※お急ぎの場合は窓口までお越しください。

電子申請について お問い合わせ窓口

南房総市
建設環境部
環境保全課

TEL：0470-33-1053
MAIL：kankyo@city.minamiboso.lg.jp
〒299-2492 南房総市富浦町青木28番地



市ホームページ

